

指針の策定の方針（案）

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
 - 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。
- ※ T H P 指針等他の指針で示されている事項はその引用に留める。
- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

※詳細は資料2-2を参照

指 針 等		現行のガイドライン	
指 針	第1 趣旨	本 文	第1 趣旨
	第2 事業者が講ずべき措置		第2 事業者に求められる事項
	第3 労働者と協力して取り組む事項		第3 労働者に求められる事項
	第4 国、関係団体等による支援の活用		第4 国、関係団体等による支援の活用
通 達	別紙、別添の記載部分、通達の引用部分等、指針に盛り込まれないもの	別 紙 等	別紙（図解）、別添（チェックリスト等）
	図解、チェックリスト等		